

有資格者による点検等について（案）

小規模な防火対象物における点検について(案)

1 現状

- 近年の基準強化により、延べ面積1,000㎡未満の小規模な防火対象物でも、知識や技術、点検用資機材等が必要であるため、スプリンクラー設備や自動火災報知設備などの無資格者では適切に点検を行うことが難しいと想定される消防用設備の設置義務の範囲が拡大している。

＜スプリンクラー設備の設置基準の変化＞

用途	昭和50年4月時点	用途	平成28年4月時点
4項(百貨店等)	6,000㎡以上	4項	3,000㎡以上
6項イ(病院等)	6,000㎡以上	6項イ(1)(2)	全て※1
		6項イ(3)	3,000㎡以上 ※2
6項ロ(養老施設等)	6,000㎡以上	6項ロ(1)	全て※1
		6項ロ(2)	全て※1 ※3
		6項ロ(3)	全て※1
		6項ロ(4)(5)	全て※1 ※3

※1 延焼抑制構造を有するものを除く。
 ※2 総務省令で定める部分(スプリンクラー代替区画部分)を除く。
 ※3 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外にあっては延べ面積275㎡以上の場合必要。

- しかし、現状、有資格者点検が義務付けられていない防火対象物(延べ面積1,000㎡未満)であっても、ほとんどの対象物が有資格者による点検が行われている状況にあり、無資格者が点検を実施することにより、適切に維持管理されていない事例や機能を損なってしまった事例は把握できていない状況。

1,000㎡未満の防火対象物における点検実施者の点検資格の有無に関する調査結果(2014.3.31時点)

- ・調査対象物 600件
 (大小様々な規模の12消防本部から50対象ずつを無作為に抽出。特定防火対象物315件、非特定防火対象物285件)
- ・このうち、598件(99.7%)が有資格者による点検を実施。

- ただし、消防本部が有資格者点検が義務付けられていない防火対象物に対して点検の実施を指導するに当たり、自ら点検を行いたいという要望を受けた場合、告示や通知で定められた点検基準や点検要領以外に説明できる資料がなく、対応に苦慮しているという意見があると聞いている。

小規模な防火対象物における点検について(案)

2 対応の考え方

- 現行基準で有資格者でなくてもよいとされている対象物に設置される消防用設備について、無資格者でも点検を実施することが可能であると考えられる消防用設備については、消火器のリーフレットやアプリの活用状況を踏まえつつ、関係団体と連携して、関係者自らが点検しやすい環境整備を進めてはどうか。

< 無資格者でも点検を実施することが可能であると想定される消防用設備等(イメージ) >

- ・消火器(内部及び機能点検並びに耐圧性能点検を除く。)
- ・特定小規模施設用自動火災報知設備(受信機及び中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。)
- ・非常警報器具及び非常警報設備(放送設備を除く。)
- ・誘導灯(点滅機能又は音声誘導機能を有するものを除く。)
- ・誘導標識(蓄光式誘導標識を除く。)

- なお、有資格者の範囲の現在の基準について、現時点では大きな問題が発生しておらず、直ちに基準改正を行う必要があるとは言えないため、関係団体と連携して、無資格者が点検を実施することにより適切に維持管理されていない事例や機能を損なってしまった事例などの情報収集に努めることとしてはどうか。

(参考) 有資格者以外でも行うことができると思われる点検について(案)

対象となる消防用設備等		実施が困難と考えられる 主な外観目視点検以外の項目	資格者以外の実施可否
消火設備	消火器具	内部及び機能点検並びに耐圧性能点検 ※消火器具の使用状況又は種類によっては最大5年間は外観目視点検のみ	否 ※可
	屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 動力ポンプ消火設備	放水圧力を測定する点検	否
	スプリンクラー設備(水道連結方式含む) 水噴霧消火設備	放水圧力を測定する点検	否
	泡消火設備 特定駐車場用泡消火設備	泡を放射する点検	否
	不活性ガス消火設備(移動式を含む) ハロゲン化物消火設備(移動式を含む) 粉末消火設備(移動式を含む)	試験用ガスの放射を行う等、機器を操作し機能を確認する点検 (移動式を含む)	否
	警報設備	自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報器具 特定小規模施設用自動火災報知設備(下記以外のもの) 複合型居住施設用自動火災報知設備(下記以外のもの)	受信機及び中継器を操作する点検
特定小規模施設用自動火災報知設備(受信機及び中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するもの) 複合型居住施設用自動火災報知設備(受信機及び中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するもの)		連動機能点検 ※すべての連動型警報機能付感知器が作動することを確認する点検。機器にもよるが、1つの感知器のボタンを押すことで、機器が自動的に異常の有無をお知らせする。	可
漏電火災警報器		電気に関する専門の試験器及び知識を必要とする点検	否
消防機関へ通報する火災報知設備		電話回線の接続に関すること 自動火災報知設備と連動させて行う点検	否
非常警報器具		特になし	可
非常警報設備(放送設備を除く)		音圧を測定する点検 ※測定器を購入すれば実施可能	否 ※可
非常警報設備(放送設備)		自動火災報知設備と連動させて行う点検	否

(参考) 有資格者以外でも行うことができると考えられる点検について(案)

対象となる消防用設備等		実施が困難と考えられる 主な外観目視点検以外の項目	資格者以外の実施可否
避難設備	避難器具	実際に器具を使用して降下を行う点検	否
	誘導灯	点滅機能又は音声誘導機能を有するもので自動火災報知設備と連動させて行う点検	否
		点検スイッチにより非常電源に一定時間切り替える点検	可
誘導標識	輝度及び照度の測定を行う点検 ※上記以外は外観目視点検のみ	否 ※可	
消火活動上必要な施設	排煙設備(機械排煙) 加圧防排煙設備	非常電源に切り替えた状態で行う排煙機、給気機、作動壁等の作動が必要な点検	否
	連結散水設備	一斉開放弁の機能を確認する点検	否
	連結送水管	ホース及び配管の耐圧性能点検 ブースターポンプの作動に伴う点検	否
	非常コンセント設備	接地工事等電気に関する専門な知識を有する点検	否
	無線通信補助設備	外観目視点検のみ	可
その他の設備	非常電源(非常電源専用受電設備)	電気に関する専門の試験器及び知識を必要とする点検	否
	非常電源(自家発電設備)	電気に関する専門の試験器及び知識を必要とする点検	否
	非常電源(蓄電池設備)	電気に関する専門の試験器及び知識を必要とする点検	否
	非常電源(燃料電池設備)	電気に関する専門の試験器及び知識を必要とする点検	否
	配線	電気に関する専門の試験器及び知識を必要とする点検	否
	総合操作盤	実際に機器を操作し、総合的に機能を確認する点検	否
	パッケージ型消火設備	試験用ガスの放射を伴う点検 消火薬剤の状態を確認する点検	否
パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型を含む)	感知器を作動させて行う点検 消火薬剤の状態を確認する点検	否	

他法令に基づく点検結果等の活用について(案)

1 現状と課題

- 自家発電設備、配線、排煙設備等の点検については、点検項目の一部は、電気事業法や建築基準法に基づいて同様の確認が行われる項目もあるが、消防設備点検については、あくまで消防設備士や消防設備点検資格者が行わなければならない、これら以外の者が行った他法令の点検結果を活用することができない。
- また、自家発電設備や配線に係る点検については、電気事業法に基づき選任された電気主任技術者の監督の下で行わなければならないが、半年又は1年に1回行う消防用設備の点検の日に、電気主任技術者が立ち会い点検を行うことが難しい場合が多い。
- 建築基準法においては、平成30年10月29日に「建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第285号)を改正し、建築設備検査員等が実施した自主点検や、他法令に基づく点検等の結果を活用できるように、検査方法に位置付けている。

2 対応の考え方

- 消防用設備の点検基準においても、他法令による点検の内容を確認し、他法令に基づく点検の記録が参考となる点検項目については、他法令に基づく点検の記録により確認することも可能としてはどうか。

<電気事業法や建築基準法における点検の記録が活用できると想定される項目(イメージ)>

- ・ 自家発電設備における接地抵抗及び絶縁抵抗を測定する点検→電気事業法で定める点検を活用
- ・ 自家発電設備における運転性能の点検(機器点検における無負荷運転)→建築基準法で定める点検を活用
- ・ 配線における開閉器及び遮断器の目視点検や絶縁抵抗を測定する点検→電気事業法で定める点検を活用
- ・ 排煙設備における排煙機等の作動点検→建築基準法で定める点検を活用